



市長へ施策を提案

100人委員会の発表会



▲熱心に意見を提言する委員の皆さん

市民が主役でまちづくりの推進役を担う、100人委員会（河野博委員長）の活動結果がまとまり、十二月十日、三原市民センターで発表会があり、委員や中田勝久市長ら五十人が参加しました。同委員会は平成十七年十二月に発足。公募による委員八十四人が四つの分科会に分かれ、延べ五十回にわたり協議を重ねました。

減災対策や巡回指導員制度、ゴミ削減とリサイクルの推進策を提案。「定住促進分科会」では、観光交流人口の増加策として、観光拠点整備や第一次産業と観光を結ぶシステムづくりの提案があり、「教育・文化分科会」では三世交代交流の新年ウオーキングイベントやマナーとして向け向上などが提案されました。

これら意見は提言書としてまとめられ、十二月十九日、中田市長に提出されました。

達者で生きるための条件は

特別講演会を開催

介護予防に必要な知識を得ることをテーマにした講演会が十一月二十一日、三原市民センターで開催され、八十人が参加しました。「達者に生きる」と題した特別講演会では、薬剤師の三田雅一氏が、生涯現役で生きるための病氣予防などについて話されました。

続いて、会場内で嘯む力の測定や握力などの簡易測定。主食や副菜、乳製品などの栄養バランスについて説明を受け、豊かで健康的な食習慣の重要性を学びました。各保健センターでは、新年度も運動器などを使った機能向上教室を開催しますのでご参加ください。



▲栄養バランスのとれたおやつを試食

南あわじ市の海産物が勢ぞろい

南あわじ市水産まつり



▲アツアツでおいしい焼きアナゴの振舞い

南あわじ市の海の味覚を知ってもらおうと、「南あわじ市水産まつり」（南あわじ市水交会主催）が十一月二十六日、福良漁協荷捌所で行われ、約二千人が訪れました。まつりには、市内の六漁協が自慢の海産物を持ち寄り、フグ雑炊（福良漁協）や焼きアナゴ（丸山漁協）、タコの天ぷら（南淡漁協）などが振舞われたほか、新鮮な魚介類や加工品の販売も行われました。

また、豊漁祈願を兼ね神事と式典が行われました。前田吉計水交会長からは「南あわじ市は鳴門海峡や紀淡海峡、雁子岬など恵まれた漁場があります。関係団体と一致団結して、海産物のブランド化や漁師の高齢化問題などについて取り組んでいきたい」とあいさつ。中田市長からは「このまつりで多くの方に南あわじ市の海産物の良さを知ってもらえました」と祝辞が述べられました。

この後、ヒラメとオコゼの稚魚合わせて二百二十匹の放流や餅まきが行われました。

さんゆく館100万人突破

オープンから4年7か月

南あわじ市クア施設「さんゆく館」で十一月二十五日、オープンからの利用者が百万人を突破しました。百万人目は、母親の敏江さんと一緒に訪れた竹田のぶ子さん（榎列）で、中田勝久市長から花束と記念品が贈られました。

同施設は、平成十四年四月二十七日にオープンした島内最大級の健康増進施設。屋内と屋外の二種類の浴槽で水着浴が楽しめるバーデゾーン。日替わりで洋風と和風二つのタイプの浴槽が楽しめる裸浴には、露天風呂とサウナを備えています。一日平均で約六百四十人が入浴、低料金で一年間利用できる年会員制度には約四百人が登録しています。



▲中田市長からの花束を受け取る竹田のぶ子さん（中央）

年金だより 二十歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったり、障害者になったとき誰にでも支給されるというものではありません。保険料を納めていることが、年金を受ける資格につながります。20歳になったら、必ず国民年金の加入の手続きをしましょう。

◆加入対象者 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人

◆保険料 月額13860円

◆納め方 職業などにより3種類に分かれ、手続きや保険料の納め方が異なります

▽第1号被保険者 自営業者・農林漁業者とその配偶者、学生など。手続きは市役所総合窓口センターへ

▽第2号被保険者 厚生年金保険（会社員）や共済組合（公務員）に加入している人。手続きは会社等で行います

▽第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者。手続きは配偶者の会社等が行い、配偶者の加入する制度から

年金相談

納められます
納付減免制度
経済的理由などで保険料を納めるのが困難な場合、申請をすれば保険料を免除する制度があります。また、学生の場合には保険料の納付を猶予する制度があります。

手続き先は、総合窓口センターへ。申請は毎年必要。免除・猶予の対象となった期間は、将来保険料を納めるようになった場合、10年までさかのぼって追納できます。

▽日時 2月2日（金）午前11時～午後3時
▽場所 南淡公民館
▽申込み 市民課
☎43・5023

防災ひとくちメモ 火災に備えましょう

防火のポイント
▽コンロ 離れるときは必ず火を消す。まわりに燃えやすいものを置かない
▽ストーブ 洗濯物を乾かさな。衣類や布団、カーテンなど燃えやすいものを近づけない。給油は完全に火が消えてから
▽ロソク 神棚は天井に近い位置にあり、燃え移った場合、大きな火災となります。つけたら目を離さない

▽たばこ 投げ捨て、寝たばこは絶対にしない。灰皿に水を入れておく

▽放火 家の周囲に燃えやすいものを放置しない。車庫や物置などに鍵をかける

▽住宅用火災警報器を設置しましょう
平成18年に消防法が改正され、住宅用火災警報器など防火機器の設置が義務づけられました。新築住宅には18年

6月から、既存住宅には23年6月から設置が必要となります。

警報器は、住宅火災による煙や熱を自動的に感知し、音などで警報を発します。家族の生命・財産を守るために、ぜひ設置しましょう。

悪質訪問販売に用心
警報器の訪問販売で市価よりも高い値段（3～50万円）を支払う被害が相次いでいます。共通する手口は、①高齢者を狙う②男性の三人組③警報機らしき偽物を設置することです。消防署職員、市役所職員などが、一般の家庭などを訪問して警報器などを売り歩くことはありません。服装や話術にだまされないう注

意しましょう。
悪質訪問販売に関する問合せは、県立淡路生活科学センター（☎0799・85・0999）へ